

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

1 事業実施団体名

岩手県

2 事業名称

・地域再犯防止推進モデル事業

3 事業の目的

犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、再犯防止に係る関係機関・団体との連携体制を構築するとともに、犯罪をした者等の支援ニーズを踏まえた具体的な支援をモデル的に実施し、効果的な再犯防止対策の在り方を実証する。

4 事業実施の背景

- (1) 本県における刑法犯検挙者数は年々減少傾向となっており、そのうち再犯者数についても同様に減少傾向であるが、再犯者率については増加傾向にあるところ。
- (2) これまで、本県においては、高齢又は障がい有るため、矯正施設退所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、盛岡保護観察所等と連携し、支援を行ってきたところであるが、関係機関・団体から地域生活定着支援センターでの支援対象外の者についての相談が寄せられており、既存の支援制度において、支援を受けられずにいる者がいること、多様化する支援ニーズを踏まえた行政・医療・司法機関等との連携による連携体制が十分に図られていないことが課題であった。

5 取組実績

■ 取組内容①

・満期釈放予定者の社会復帰支援（出口支援）

保護観察所等からの依頼に基づき、満期釈放予定者（特別調整の対象とならなかった者）のうち、高齢又は障がいがある福祉的支援の必要な者に対して、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を開始し、円滑に地域社会へ移行できるよう、福祉サービス等につなげるための利用調整を実施した。

事業実施主体：岩手県（再委託先：（社福）岩手県社会福祉事業団）

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①満期釈放予定者の社会復帰支援件数		目標	-	5	3	
		実績	-	6	5	
②予算額		目標	-	3,547	1,839	
		実績	-	2,746	1,839	
③1単位あたりのコスト		目標	-	729	613	
		実績	-	457.6	367.8	

■ 取組内容②

・ 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

弁護士、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴猶予及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障がいがある福祉的支援の必要な者に対して、更生支援計画の作成や、福祉サービス等につなげるための窓口への同行、申請書類の作成支援などの利用調整を実施するとともに、支援開始以降は随時対象者の状況を把握し、状況の変化に応じた福祉サービスにつなげるフォローアップ支援を実施した。

事業実施主体：岩手県（再委託先：（社福）岩手県社会福祉事業団）

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①入口支援件数	件	目標	-	9	5	
		実績	-	22	6	
②予算額	千円	目標	-	3,537	1,784	
		実績	-	2,746	1,784	
③1単位あたりのコスト	千円	目標	-	393	357	
		実績	-	124.8	297.3	

■ 取組内容③

・ 再犯防止推進に向けたネットワークの構築

関係機関のネットワークを構築し、再犯防止の取組を推進するため、関係機関・団体による協議会を開催するほか、個々のケースについての支援会議を随時開催し、再犯防止施策の検討及び情報共有、意見交換を行った。

事業実施主体：岩手県

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①再犯防止推進連絡協議会開催回数	回	目標	—	2	2	
		実績	—	1	3	
②1回あたりの参加機関・団体数	機関・団体	目標	—	22	22	
		実績	—	31	31	
③予算額	千円	目標	—	470	470	
		実績	—	251	470	
④1単位あたりのコスト	千円	目標	—	235	235	
		実績	—	251	156.6	

6 成果

(1) 成果目標達成状況

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①満期釈放者の更生緊急保護開始件数（累計）	件	目標	—	2	3	取組内容①に係る成果指標
		実績	—	2	2	
②満期釈放者の更生保護施設以外への入所件数（累計）	件	目標	—	3	5	取組内容①に係る成果指標
		実績	—	6	6	
③更生緊急保護以外による支援開始件数（累計）	件	目標	—	12	19	取組内容①、取組内容②に係る成果指標
		実績	—	20	6	
④連携して支援に取り組んだ機関・団体の増加数（支援開始時と支援終了時での比較における、1人当たり平均の増加機関・団体数）	件	目標	—	2	2	取組内容③に係る成果指標
		実績	—	12.5	10	

※ 成果指標設定理由

成果指標①：構築したネットワークが活用できているかを確認するため。

成果指標②：構築したネットワークが活用できているかを確認するため。

成果指標③：構築したネットワークが活用できているかを確認するため。

成果指標④：被支援者に対して、ネットワークを活用した包括的な支援を実施できているか確認するため

(2) 成果指標以外の成果

- ① 地域生活支援事業（出口支援）においてフォローアップ中に再犯に至った者のうち、本事業により支援が継続したことにより、入口支援の対象者となった者は2名であった。
- ② 入口支援を実施した対象者28名のうち、更生支援計画を作成した対象者は14名であった。

(3) 最終成果物

- ・岩手県再犯防止推進計画（仮称）

※ 県HP公表予定R3.3月末

7 効果検証実施結果

(1) 効果検証実施方法

・満期釈放予定者の社会復帰支援

- ① 本活動指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするためには、各関係機関が連携し、適切な時期に対象者の把握及びその対象者に対して釈放時に福祉的なサービスが適切に提供されるよう調整が行われていたか検討する必要がある。

よって、その内容を検討するため、対象者の把握方法及び調整時期、対象者への説明方法について分析を行う。

○分析事例

- ・対象者の選定・把握方法（選定・把握時期）
- ・事例の内容・対象者の状況
- ・関係機関の情報共有時期
- ・対象者に対する支援開始時期
- ・福祉サービスの利用に向けた調整方法

- ② ①の検討を踏まえたうえで、対象者の把握及び調整をどのように行えば、より効果的に事業を実施できるか、また、実施するに当たっての課題を把握し、具体的な対応策についての検討を行う。

・起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

- ① 本活動指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするためには、各関係機関が連携し、適切な時期に対象者の把握及び起訴猶予者等の対象者に対して福祉的なサービスが適切に提供されるよう調整が行われていたかを検討する必要がある。

よって、その内容を検討するため、対象者の把握方法及び調整時期、対象者への説明方法について分析を行う。

○分析事例

- ・対象者の把握方法（把握時期）
- ・事例の内容・対象者の状況
- ・関係機関の情報共有時期
- ・対象者に対する支援開始時期
- ・福祉サービスの利用に向けた調整方法

- ② 本活動指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするためには、起訴猶予者等に対する支援に関する情報提供が適切だったかを検討する必要がある。

よって、その内容を検討するため、実際に支援を行った事例ごとに分析する必要がある。

○分析事例

- ・支援依頼の相手（司法関係機関、弁護士等）
- ・支援依頼のルート
- ・支援内容の周知方法

- ③ ①、②の検討を踏まえたうえで、把握及び調整をどのように行えば、より効果的に事業を実施できるか、また、実施するに当たっての課題を把握し、具体的な対応策についての検討を行う。

・再犯防止推進に向けたネットワークの構築

本活動指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするためには、関係機関と適切に情報共有及び連携ができていたかどうかを検討する必要がある。

よって、関係機関への情報共有方法等を検討するために、関係機関の選定方法、協力依頼時期等について分析を行う。

(2) 効果検証実施結果

①満期釈放予定者の社会復帰支援

・対象者の選定・把握方法

福祉的支援が必要と思われる対象者の選定及び把握に当たっては、保護観察所を中心に各関係機関等と連携し、情報共有が図られていたが、福祉関係(市町村、保健所等)で把握したものについては、支援依頼から出所までに間がなく、福祉的支援を行うまでの調整期間が不足する事例も見られた。

・事例の内容・対象者の状況

概ねの事例については円滑に支援体制の構築が図られたが、特別調整を拒否していた場合や出所までの期間が短い場合、対象者との関係性の構築に時間を要する傾向にあった。

対象者から支援の同意を得るまでの間、支援は保留となっていたが、関係者間で情報共有を行うことで、支援体制を維持し、同意を得た後は福祉サービスに繋がられている。

・関係機関の情報共有時期

対象者を把握した時点で、支援依頼を受けた機関から基本情報を取得し、並行して関係機関等からの情報収集を行った。

取りまとめた情報については、支援会議等により迅速な情報共有が行われた。

・対象者に対する支援開始時期

支援チームを立ち上げ、関係機関で情報共有をした上で適切な時期に支援を開始できた事例がある一方で、対象者の状況(支援拒否等)によっては、出所後にすぐに支援を開始できない事例もあった。

・福祉サービスの利用に向けた調整方法

基本的には特別調整と同じ流れで調整したため、手順は関係者間でフロー化されており、大きな混乱はなかった。

以上の内容について整理した結果、対象者の把握や情報共有方法については、事業開始前から関係機関と検討を重ね、連携してきたことから、支援の開始からその後の支援状況については概ね良好であった。

また、支援チームの立ち上げや情報共有が円滑に行われていたことなども活動目標及び成果指標の達成要因として挙げられる。

なお、成果指標においては「①満期釈放者の更生緊急保護開始件数」のR2目標

値が未達成となっているが、更生緊急保護によらず調整が可能となったことにより、対象件数が減じたものであること。

一方で、いくつかの事例においては調整期間の不足や対象者とのアセスメント不足がその後の検証で挙げられており、要因としては、司法関係機関と福祉関係機関では対象者の把握時期が異なる（※1）こと、対象者へのアプローチ方法が一定でなかった（※2）ことが要因として考えられる。

本事業によって各関係機関（司法、福祉）での連携体制が図られてきたところだが、対象者の把握や調整に当たっては、実際の支援事例により不足した点を検証し、各機関で補完できる体制の検討を行うこととする。

※1 司法の場合、特別調整を拒否した者などが対象となること等から、出所時期や支援対象者の基本情報（生活歴、通院歴、犯歴等）を程度把握できる傾向にある。

福祉の場合、市町村（福祉関係課）や保健所等に情報が入るのが出所直前であり、その後、地域生活支援センターに連絡があることから、調整期間が短期間となる傾向にある。

※2 司法の場合、保護観察所が関与することが多く、支援の開始に当たっての本人同意も特別調整の流れで比較的円滑に進む傾向にある。

福祉の場合、出所時期や支援対象者の基本情報（生活歴、通院歴、犯歴等）が不足していること、本人に対する同意説明が初めから必要なこと、調整期間が不足すること等が多いため、調整が難航する傾向にある。

②起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

・対象者の把握方法

起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、福祉的支援を必要とする者が対象者となることから、対象者の把握に当たっては、司法関係（弁護士、保護観察所等）が主となった。

事前に各関係機関には事業趣旨について説明のうえ、同意を得ていたこともあり、把握については円滑に進んだ。

・事例の内容・対象者の状況

支援体制が構築されたことにより居住場所や医療機関への調整が行われ、落ち着いた生活をしている。

一方で、対象者はこれまで福祉的サービスにつながっておらず、関係する機関が少なかったこと、また、依頼者である弁護士や検察庁が持つ情報は裁判又は起訴検討のための資料であり、個人情報保護の観点から十分な情報が得られなかったこと等を要因とする対象者の情報不足が見られる事例もあった。

・関係機関の情報共有時期

対象者を把握した時点で、支援依頼を受けた機関から情報収集を開始し、取りまとめた情報については、支援会議等により随時情報共有が行われた。

・対象者に対する支援開始時期

支援チームを立ち上げ、関係機関で情報共有をした上で適切な時期に支援を開始できた事例がある一方で、情報不足から更生支援計画の作成や支援チームの立

ち上げに時間を要した事例もあった。

- ・福祉サービスの利用に向けた調整方法
特別調整等の出口支援とは異なり、支援対象者に係る情報の不足が福祉サービス利用に向けた調整の難点となっていること。
そのため、福祉サービスの調整時に受入側へ伝えた情報に不足があるなど、課題が残る事例もあった。

以上の内容について整理した結果、対象者の把握や情報共有方法については、事業開始前から関係機関と検討を重ね、連携してきたことにより、対象者の把握や支援チームの立ち上げが迅速に行われていたことなどが活動目標及び成果指標の達成要因として挙げられる。

なお、成果指標においては、「③更生緊急保護以外による支援開始件数（累計）」のR2目標値が未達成となっているが、R1は目標値の約2倍の実績値であったことから、R2の事業期間がR1の半分の期間であったことが要因のひとつとして考えられること。

一方で、対象者の把握や支援体制の構築が迅速にされたにも関わらず、支援が難航する要因としては、支援対象者の基本情報（生活歴、通院歴、犯歴等）の不足が挙げられる。

刑事司法機関が保有している情報の取得については、個人情報保護の観点から困難な場合も多く、また、情報の開示にも時間を要する。

現在、司法及び福祉関係機関において、開示可能な情報と支援に当たって必要な情報のすり合わせを行い、連携体制の構築を図ることとしている。

③再犯防止推進に向けたネットワークの構築

活動指標及び成果指標のうち、未達成のものは活動指標「①再犯防止推進連絡協議会開催回数」であるが、各指標値の達成成否の要因について、以下のとおり検証した。

- ・関係機関の選定方法
事業の実施に当たって連携体制を整備するに当たり、各関係機関等からの意見を踏まえて協議会の構成機関を選定し、当初想定より10機関の増となった。
- ・関係機関との連携及び情報共有
対象者への支援に当たっては、協議会の構成機関を中心とした連絡調整を随時行い、事例の共有による課題解決策の検討などを実施した。
このことにより、成果指標「④連携して支援に取り組んだ機関・団体の増加数（支援開始時と支援終了時での比較における、1人当たり平均の増加機関・団体数）」は目標値を上回った。

以上の内容について整理した結果、活動指標「①再犯防止推進連絡協議会開催回数」の令和元年度における未達成要因は、当初予定より構成機関が増やしたことにより、調整期間を要したことによる。

しかし、再犯防止に向けた連携体制の整備に当たっては、多くの関係機関の参加を得られたことにより包括的な支援体制の構築に向けての整備ができたと考える。

④ 外部有識者からの意見聴取

ア 事業での取組について

- ・ 出口・入口支援、再犯防止推進に向けたネットワークの構築1単位当たりのコストが目標よりも下回っていることは一定の評価はできる。
これは、関係者とのコミュニケーションの円滑化、ネットワークの構築が早期にできたものと推定される。また、再犯防止推進連絡協議会の開催以外にも各担当とのインフォーマルなコミュニケーションが図られた結果と思われる。
- ・ 6(1)更生緊急保護以外の支援について、R2では目標を大幅に下回っている。目標と実績の差について検討することで、社会的孤立を防ぎ再犯予防につながると思われる。

イ 「地域再犯防止推進モデル事業成果報告書 7(1)効果検証実施方法」について分析事例について、福祉サービスの利用に向けた調整も手順がフロー化されており、再現性が可能な検証がおこなわれている。また 2)効果検証実施結果につながるが、ここで把握された課題について改善すべく、関係機関との調整が必要と考える。

ウ 「地域再犯防止推進モデル事業成果報告書 7(2)効果検証実施結果」について

- ・ 人は知らないことに不安を感じる事が多く、支援の開始に当たって、支援を拒否するケースの中には、知的な問題を抱えた者や、高齢者の場合には支援についての説明が理解できず、意味が分からないまま断るケースもあると思われる。対象者に合わせた説明方法の工夫や実例を示すことも重要と考える。
- ・ 支援側の課題として、福祉機関の中には犯罪者というだけで、支援を断る場合もあると思われる。これについては、矯正施設への見学や面会の機会を持ち、現状を知ってもらうことが支援者を増やし連携を強化できると思われる。

8 他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項

入口支援の実施に当たっては、支援の中心となった地域生活定着支援センターへの依頼ルートが様々（弁護士、検察庁、福祉事業所、市町村等）であり、支援対象者の情報量、支援のタイミングもそれぞれ異なっていた。

支援対象者の基本情報（生活歴、通院歴、犯歴等）の不足や短期間での支援依頼（本事業の場合、最短で8日前）は適切な支援を行うに当たり支障となる場合があるため、提供が必要な情報の種類や、どの機関が、どの時点で支援対象者を認識し、支援対象者として判断するのか、一定の基準が必要と思われる。